

平成 2 8 年 第 2 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成28年第2回京丹波町議会臨時会

平成28年7月21日(木)

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事
請負契約について
- 第5 議案第58号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理
施設築造工事請負契約について
- 第6 議案第59号 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16人)

- 1番 坂本 美智代 君
- 2番 東 まさ子 君
- 3番 森田 幸子 君
- 4番 篠塚 信太郎 君
- 5番 山田 均 君
- 6番 山内 武夫 君
- 7番 山下 靖夫 君
- 8番 原田 寿賀美 君
- 9番 山崎 裕二 君
- 10番 村山 良夫 君
- 11番 岩田 恵一 君
- 12番 北尾 潤 君
- 13番 梅原 好範 君

14番 鈴木利明君

15番 松村篤郎君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町長 寺尾豊爾君

副町長 畠中源一君

参事 伴田邦雄君

参事 山田洋之君

総務課長 中尾達也君

監理課長 木南哲也君

企画政策課長 久木寿一君

水道課長 十倉隆英君

和知支所長 榎川諭君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長 堂本光浩

書記 山口知哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・山崎裕二君、10番議員・村山良夫君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第57号ほか2件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

7月12日に産業建設常任委員会が開催され、陳情書について協議されました。

7月19日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第49号の発行をいただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約について～日程第6、議案第59号 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約に

ついて》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約についてから、日程第6、議案第59号 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。本日ここに、平成28年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約につきましては、共立・高木・猪田特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社共立工務店と1億7,432万4,960円をもって契約を締結することについてであります。地域住民の交流拠点として、また、防災拠点として旧和知第二小学校の跡地を活用して、屋内多目的グラウンドを整備するものであります。

なお、工期は、平成29年3月17日までといたしております。

議案第58号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約につきましては、水道機工・安谷組・あけぼの建設特定建設工事共同企業体代表者 水道機工株式会社 大阪支店と2億7,504万2,520円をもって契約を締結することについてであります。畑川浄水場の主水源であります畑川ダムからの取水において、将来的な水質の変化に対応するため、粉末活性炭による処理機能を導入するものであります。

なお、工期は、平成29年3月17日までといたしております。

議案第59号 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約につきましては、株式会社 堀通信と1,057万3,200円をもって契約を締結することについてであります。国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」の実現に向けて、京丹波町行政情報ネットワークシステムにおいて、基幹系ネットワークと情報系ネットワークを完全分離するために、基幹系パソコン等を購入するものであります。

なお、履行期限は、平成28年12月22日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） おはようございます。ただ今上程となりました議案第57号平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

施工場所につきましては、議案第57号資料1をご覧ください。京丹波町篠原地内の旧和知第二小学校の跡地であります。

また、資料3をご覧ください。篠原体育館東側に平成24年度に旧校舎を解体撤去しましたところに建築するもので、篠原体育館の東側、図面右上の斜線で書いているものが多目的グラウンドでございます。

また、篠原体育館と多目的グラウンドの間に屋外トイレを設置するものであります。

次に、工事概要でございますが、資料4をご覧ください。屋内多目的グラウンドの平面図でありまして、鉄骨造1階 骨組膜構造1棟。延床面積・建築面積とも1,358.95平米でございます。

次に、資料5をご覧ください。多目的グラウンドの側面図で、高さが平均地盤高から8.985メートルでございます。

また、屋外トイレにつきましては、資料6をご覧ください。平面図でありまして、延床・建築面積とも53.46平米の木造造りでございます。

便器数につきましては、男子（小）が3基、（大）が2基、女子3基、多目的トイレは1基とし、浄化槽規模は21人槽であります。

次に、電気設備工事でございますけれども、多目的グラウンドにつきましては、電灯、それから自動火災警報装置等でございます。

また、トイレにつきましては、電灯及び呼び出し装置等でございます。

機械設備工事でございますけれども、多目的グラウンドにつきましては、換気扇でございます。屋外トイレにつきましては、便器・給水一式・浄化槽・換気扇等を行うこととしております。

次に、資料8をご覧ください。工事発注時点の工程表を添付しております。今後、請負業者から提出されます施工計画書によりまして、工事を進める計画としております。

なお、本工事の契約につきましては、議案第57号のとおり、契約金額1億7,432万4,960円。契約の相手方、京都府南丹市園部町美園町4-13-4。共立・高木・猪田特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社共立工務店 代表取締役 山内基義であります。

契約期間につきましては、議会の議決を得た日から平成29年3月17日までとお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ですが、議案第57号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） おはようございます。それでは、ただ今上程となりました議案第58号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約につきまして、補足説明をさせていただきます。

本工事は、畑川浄水場における浄水方法につきまして、平成16年度に受けております事業認可時の申請に基づきまして、既存の凝集沈殿及び急速ろ過方法に加えて、粉末活性炭による処理施設を導入するものでございます。本施設導入につきましては、認可時のオゾン処理と活性炭処理による高度浄水処理が計画されておりましたが、平成25年度の畑川ダムからの取水を開始して以降の水質検査の結果として、原水の水質変化や臭気物質の急激な変化は見られないが、水道水中のカビ臭原因物質とされておりますジェオスミン等の水質基準における定量下限値以上の数値が現在増加傾向にあることと、夏場の数値としましても増加している傾向にあります。将来的な水質予測として水源をダム湖に求めていることから、一般的なダム水の特徴といたしまして、富栄養化による藻の発生により、臭気物質が今以上に増加していく恐れがあり、将来にわたり安心・安全な水を供給していくため、オゾン処理は不要としまして、活性炭処理施設のみを導入することとしたものでございます。

臭気物質につきましては、浄水過程におきまして、塩素により消毒することによりまして、藻等の植物プランクトン細胞が崩壊し、臭気が発生するとされております。ダム原水よりも畑川浄水での臭気数値が検査の結果高くなるため、現状の処理方法では今後対応が困難となることから、活性炭処理機能の導入を必要とし、さらには夏場の水温上昇による植物プランクトンの繁殖期の稼働が中心となるため維持管理コストを考慮し、粉末活性炭処理を選定し、期間を限定して施設を運転していきたいと考えております。

工事内容につきまして、資料に基づきまして、説明させていただきます。

工事概要につきましては、資料1に添付しておりますように、建築工事といたしまして、活性炭注入棟を1棟。構造は、鉄骨造で建築面積は147.25平方メートルの1階建です。

機械設備としましては、活性炭注入棟内に粉末活性炭注入機械設備を整備し、合わせて電気設備として制御盤や操作盤の整備を行います。

浄水場施設としては、粉末炭接触槽を1池。構造は、鉄筋コンクリート造で容量196.

83立法メートルの池となります。

工事場所につきましては、資料2の航空写真による施設配置図、資料3の一般平面図にもありますとおり、畑川浄水場の施設内であり、図面中央下側が国道27号からの施設内への入り口となります。本工事におきましては、施設北側中央にあります管理棟の横に活性炭注入棟及び粉末炭注入機械設備を構築し、国道側にあります既設の着水井の手前に粉末炭接触槽を築造することとし、資料については赤色で図示している部分を工事することとなります。

次、資料4といたしまして、活性炭注入棟の立面図を、資料5としては粉末炭の貯蔵室の配置図を添付しております。この室内には、活性炭貯蔵槽のほかに、資料6にありますとおり、活性炭の排出機や計量装置、急速スラリーの形成器等の設備を整備することといたしております。

次に、資料7に粉末活性炭注入設備の概略フローを付けておりますので、ご覧いただきたいと思えます。活性炭は、イメージ写真にありますように、搬送車から直接貯蔵槽へ投入します。槽の容量につきましては8.9立方メートルで、実際の貯蔵容量につきましては、4.8立米を必要とします。活性炭は、粉末のものを使用しますので、槽からフローにありますように急速スラリー形成器に移送後、攪拌しましてスラリー化するものです。ここまでの工程を活性炭の注入棟内で行います。スラリー化した活性炭につきましては、注入管によりまして、資料8にあります粉末炭接触槽に注入しまして、原水に混ぜます。そして、水平迂流式槽内で臭気物質の吸着・沈澱・除去を行ったあと、従来の凝集沈澱、急速ろ過方式によりまして浄水処理を行うこととなります。

資料9につきましては、工事発注時点の工程表を添付しております。今後詳細な請負業者からの施工計画書に沿って工事を進めることといたしております。

また、追加の補足資料としまして本日お配りしております、畑川浄水場内の配置図をお配りしております。図面左側が国道27号であり、施設内への入り口となります。青で図示しております実線が畑川集水場からの水の流れであり、赤の実線が活性炭の注入管として明示しております。

議案第58号のとおり、契約金額につきましては、2億7,504万2,520円。契約の相手方は、大阪府吹田市江坂町1丁目23番26号 水道機工・安谷組・あけぼの建設特定建設工事共同企業体 代表者 水道機工株式会社 大阪支店 支店長 穂坂 靖。契約期間は、平成29年3月17日までとしてお願いするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第58号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） おはようございます。ただ今上程となりました議案第59号平成28年度 基幹系パソコン等購入契約についての補足説明を申し上げます。

まず、契約内容につきましては、契約名 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約。契約金額 1,057万3,200円。契約の相手方 京都府福知山市字天田391番地の乙。株式会社 堀通信 代表取締役 堀 智章。契約の方法 地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札。契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生外地内。契約期間 議会の議決を得た日から平成28年12月22日までとして議決をお願いするものでございます。

最近、日本年金機構の事案等、個人情報の流出が多発しております。これらの手段は、標的型攻撃メールによるものでして、メール受信をしてウィルス感染した端末とネットワーク内にある内部情報がインターネット網を経由して、外部へ情報が流出するというものでございます。

これを受けて本町では、平成27年度補正予算で行政情報ネットワークのセキュリティ対策費を措置いたしました。また、国においては「自治体情報システム強靱性向上モデル」が示されまして、本町ではこれに沿って平成27年度繰越予算として、今年度対策を講じることとしたものでございます。

国が示した「自治体情報システム強靱性向上モデル」とは、ごく簡単に申し上げますと基幹系と情報系の情報を、パソコンシステムを完全分離して、さらに情報系とインターネット系を分離してセキュリティ強化を行うものでございます。

議案を1枚めくっていただきまして、事業概要を載せさせていただいております。本町の行政ネットワークは、住民記録、税などのNew TRY-X/IIの基幹系と各職員が日常業務で使用する情報系のネットワーク構成としておりまして、基幹系と情報系を完全分離することにより、セキュリティ強化を図ります。そのために必要な基幹系のパソコン等を購入するものでございます。

内訳は、一つ目にデスクトップ型のパソコン本体と切替器、各50台。

二つ目に、ライセンス関連として、OS、Officeとしてワード・エクセル・アクセス等のソフト、ウィルス対策ソフト、端末監視ソフト等の導入でございます。

三つ目に、システム設定作業及びパソコン設置作業等でございます。

1枚めくっていただきまして、パソコンの設置構成イメージでございます。赤の点線でかこんでいる部分が今回整備する範囲です。上側のほうの縦型、黒色の機器ですが、これがパソコン本体となっております。大きさはそこに外形寸法として記載のとおりですが、ウルト

ラスモールサイズとなります。

そして、基幹系と情報系のパソコンの切替器とスイッチを接続してひとつのディスプレイ、キーボードによって使うわけでございますが、基幹系と情報系を切り替えて使用することとなります。

誠に簡単でございますが、以上で議案第59号の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけど、3月の当初予算でもお尋ねした経過もあるんですけども、今回計画されております屋内多目的グラウンドということで、工事の発注をするということになるわけでございますけども、特に要望が区長会とかグラウンドゴルフやゲートボールの団体ということもあったんですが、多目的ということになりますと、いろんな使用をされると思うんですが、今考えられるのはこのグラウンドをどういうものに使用するというのを考えられているのか、というのがお尋ねしておきたい1点でございます。

合わせて、3月のときもお尋ねして利用者の関係もお尋ねした経過もあるんですが、そのときに8,000人程度ということもあったわけですが、その見通しの根拠というのはどういふところから数字を算出されておるのか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） まずはじめに、多目的の利用計画等でございますが、これにつきましては、地元の中部村おこし委員会等がこのエリアになっておりますので、その主催行事、また各振興会の行事、また地域の運動会等、ゲートボール、グラウンドゴルフ等でございます。また、野球の練習等も考えられると思います。また、防災拠点としまして、消防の操法訓練、また住民の避難訓練、それから原子力災害避難訓練の実施も想定させていただいております。

それから、人数の根拠でございますけども、これにつきましては、これまで町内外で大会が開かれておりますのを根拠として算出をいたしておるものでございます。例えば、この辺でありますと、一般的には練習が週2回やられておるということで、その回数も入れたり、またほかに老人クラブの大会であるとか、道の駅の大会、いろんな親睦大会等も考えられる

ところでございます。

それから、北都信金等のそういったものもあるということをごちからで把握しておりますので、そういったことにつきまして、カウントさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 幅広く使ってということだと思っておりますが、そうしますと、今回計画されておるこの多目的グラウンド、管理だとか整備等をせんなんと。今、説明していただいたいろいろ幅広く使うとなりますと相当地面と言いますか、そのものも傷むとなりますとその管理が必要となると思っておりますが、具体的には施設の維持管理はどういう形を考えているのか。また、使うたびに路面も傷むわけですが、その辺はどういうように、費用の問題も含めて考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） いわゆるランニングコストということになるかと思っております。

これにつきましては、特に今思っておりますのは、一般的には周辺の草刈りが主なものと思っております。これにつきましては、年4回程度としまして委託してお世話になればと考えており、またその他、コート傷みとかでございますけど、これにつきましても、地元さんを含めまして、行政も関わりながら修繕をさせていただきたいと考えております。

特に、地元さんでお世話になる分につきましては、負担にはならないようにと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 周辺の草刈りが一番大きいんじゃないかということでしたけど、先ほど野球、運動会いろんな行事のことを言われたんですが、例えば野球となればスパイクも履くことになりまして、実際大きさからすれば50メートルの24メートルぐらいですんで、例えばグラウンドゴルフを公式にしようとするれば、50メートル、30メートル、25メートル、15メートルの2面とらんなんということになりますんで、なかなか公式なものではないし、野球としてもそれぐらいの大きさでは十分なことはできないと。キャッチボールはできると思っておりますけど。あまりにも飛躍し過ぎとるではないかと思っておりますけども、非常にそういうことをすると地面が傷むことになりまして整地をせんなんということになりますし、そういうことを考えますと非常に活用方法がどういうようにするかということも大きい問題になってくると思っておりますけど、結局そういう管理、それから戸

締りもするとなりますし、ドーム型みたいになっておりますので当然ガラスも入っており、野球なんかすると網を張っておかんととなるわけでございますけども、誰が鍵の開け閉めをしたり、使用願いをどこに出すかということもなってくるかと思うんですけど、基本的には支所が全部統括をするということなのか、地元のいろんな団体にそういうものは委託をするということになるのか、その辺についても伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 日常の管理でございますけども、特に戸締り等でございますが、これにつきましては、地元でお世話になるということを考えております。また、受付け等でございますが、これにつきましては支所で受付けをするのが一番いいのかなと考えています。土日につきましても、日直さんもおられるということで、受付けにつきましては支所で受けたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） これは基本的に利用料というのは、発生する施設なのかどうか、1点お聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 利用料は、頂戴をいたすということで、類似の周辺施設を参考にして決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 2、3質問したいと思うんですが、まずはじめに非常にたくさんの事業に関する説明資料を添付していただいておりますけど、いつも言ってるんですが、本来は予算特別委員会の際に添付してもらわないと今、入札が終わってからも意味がないと思うんです。少なくとも予算のときにできなかったらその後も機会はあるわけですから、例えば今回の場合でしたら、こないだの議会に全員協議会等でこういう資料を説明していただいて、入札までにしといていただくことが大事でないかなと思います。

特に、そのことが何故できなかったのかひとつお聞きしたいのと。

もうひとつ、予算特別委員会では、防災拠点ということは、説明のときに支所長がおっしゃっていたようですが、文章として予算概要のところには、記入されていないんですね。そういうことでお聞きをしたいんですけど、この防災拠点ということで、高浜原発の避難訓練

に使用するというをおっしゃって、その点疑問に思うんですけど、この場所は高浜原発から30キロメートル以内の場所になっていると思うんですよ。UPZですか、の圏内になっている。そこで避難訓練をしては、万が一事故が起きたときに、この場所を勘違いをして避難訓練をしている現場はほんまは居たらあかん場所なんで、その辺について疑問に思いますのでお聞きをしておきます。

それは、先ほど申しあげましたように、本来この第57号の審議で聞くべきことでないと思っています。

それから、本来聞くべきことで質問したいと思います。1番には、私のパソコンの操作がまずかったんかも分かりませんが、ホームページの中の入札情報の中でこの資料を検索しようと思って見たんです。ところが、うまくいきませんでした。ここの条件付一般競争入札という条件とは、何なのかということがひとつ。

それから、この地元業者のみでJVの構成ができなかったのかどうかということ。

それから、今回は南丹市から2社、亀岡市から1社入っていただいているんですけど、工事が十分ないときですから、できれば地元の業者に消化をして欲しいと思うんです。しかし、競争入札ですから、資格がある人が指名申請をされることは防ぎようはないんですね。そういう意味で地元業者の方が、反対に南丹市とか亀岡市へ指名申請されている状況を把握されているかどうか。これだけをお聞きします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） はじめに、原子力災害の訓練ですけども、これにつきましては、広く訓練ということで、例えば、土砂災の避難先であるとか、普通の地震のときの避難先であるとかそういうことも設定をしておるということでございます。例えば、30キロメートルの原発のときには、ここは適さないと考えられますので、違うところになるろうかと思っております。

それから、また避難のときについては、集合場所ということも考えられるということでございます。

また、今回の資料につきましては、予算時に付けさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） それでは、残余につきましては、監理課からお答えさせていただきます。

まず、条件付一般競争入札の条件付とは何かということですが、先ほど村山議員が入札情報を検索したがという話もございましたが、今ちょっと見えにくいかも知れませんが、こういう形で入札公告は、パソコン上しておるんです。その中に、入札参加資格要件を定めております。今回でしたらまず、町の指名競争入札参加資格者名簿に登録があることが前提であり、そのときに代表者、それから構成員の要件についてをずっと定めていきます。

まず、代表者の要件としては、許可の種類が、建築一式工事に係る特定建設業の許可を有し、等級を京都府認定の建築一式工事1級。営業所在地としては、南丹管内、京丹波町、南丹市、亀岡市に主たる営業所または、京丹波町内に入札契約等の権限を委任された支店・営業所等の営業拠点を有することなどを基準にしております。それがいわゆる条件でございます。その条件によって、本来ならば例えば条件を付けなければ、町に登録のある業者さんが関東の方でも誰でも参加できるとなるんですけども、要はその条件によって相手先を絞っているということございまして、町内業者へ発注するときも、それがそういう条件のもとで町内の業者が参加できる体制を作っているわけです。そういう意味ございまして、構成員についてもご説明をしますと、今回の場合でしたら、許可の種類が建築一式工事に係る一般建設業または特定建設業の許可を有し、営業所所在地としては、京丹波町内に主たる営業所があることとするなどの基準としました。等級要件はなしということで町内の方はしてございまして、京都府認定建築一式工事3級、4級及び認定等級なしの業者が構成員になる場合のみ、2社以上で組んでくださいとかそういうような条件を付けてなるべく多くの方が参加できるように考えているところでございます。

そこで、先ほど地元でできなかったということございまして、本件は建築工事でございます。京丹波町建設工事の指名等選定要領というのを持っておりまして、その中で建設工事の発注標準というものがございまして、それに照らし合わせますと、1,500万円以上の工事は、京都府認定の1等級以上のクラスへ発注するというふうに決めております。しかしながら、今年度の町内業者の建築1等級は1社のみでございまして、それでは競争性が確保できない状態になりますので、よって町内業者ばかりでJVを組むことはできないと判断をいたしました。これまでから、こういうケースのときは競争性を確保するために南丹市、亀岡市まで含めた南丹管内に参加業者を確保するために条件を広げたり狭めたり、そういうところでやっておるところでございます。

ただし、先ほども言いましたが、出来るだけ町内業者も参加いただくことを目的に、町内業者を構成員として、特定建設工事共同企業体を結成いただくということに条件はしたということでございます。

それから、南丹市への申請はされているのかということですが、個別には調査はしておりませんが、京都府、それから南丹市或いは北部の市町村まで指名願いは町内の方が出しておられるようにも聞きますし、ないところもあると思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 本来の説明は、十分よく分かりました。ありがとうございます。

先ほどの避難場所云々の話ですけど、先ほどの説明では、原発のときの避難訓練とおっしゃっていたんですよ。それは、取り消されるんですね。それともうひとつ、その原発のときに、集合場所としての訓練とおっしゃっていましたが、どっちの災害でしたかね、東北のほうでしたか、いわゆる学校の避難場所を間違えて避難させたばかりに死亡されたということで今裁判にもなっているようですけども、そういう意味からいきますと、30キロメートル以内に避難場所として集めること自身が問題があると思うんですよ。そういう点もう少し使用目的とか真剣に考えてもらわんと、こういう口先だけの説明をしてもらったんでは、若干不安に思うし、如何なものかと思うんです。

それと、先ほど予算特別委員会でこの資料は全部添付したとこうおっしゃっていますが、本当にそうでしたか。こんな資料を予算特別委員会にいただいていませんよ。私だけいただかなかったんですか。他の方いただいてはるんですか。その点お聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 最初の村山議員のご質問にお答えします。今回整備を予定しています多目的グラウンドの使用というところで、先ほど支所長が申しあげましたけども、その中に防災拠点というものも盛り込んでおります。これは、元々旧和知第二小学校のグラウンドというのも避難場所のひとつになっておりますので、あらゆる災害を想定した中で新しくそういった施設ができた場合に、ひとつの拠点となり得るということで、その中に明示をしているものでございまして、その中で原子力防災に関して申し上げますと、当然UPZ圏内に位置をしているところでございますので、まずは、そのUPZから逃れるという意味で当然これまでから原子力防災の訓練を継続してやっておりますように、逃げる際にはまずは住民の方の安全を確認して、それから揃って圏外へ逃げると。そういう訓練を実施をしております、その集合する場所というのが各公民館であったり、そういった拠点となり得る施設に集合をして、安全を確認した後に脱出をする、逃げるという訓練をしております。そういった中であって、今回整備をします多目的のグラウンドというものも、ひとつの集合場所でありますとか、そこが避難場所ということにはなりませんので、当然そこから逃げるとい

うこととなりますので、集合場所とかいうところでの活用を考えているということで申し上げます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 資料でございますけども、全く同じということではございませんけども、その時点での最新の図面ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） くだいようですけど、資料は十分ではなかったかもということ、十分でないのなら6月議会のいつかのタイミングで、その資料を配布してもらおうとかして、少なくとも入札までにこの事業について先ほどから出ています、料金はどうするのかとか、料金はもらうのかとか基本的なことですね。そんなことが町民の代表である議員が審議できるものをしといてもらわんと、極端に言うたら入札が終わっているということは、今更否決も何もできないわけでしょう。そんな状態でこういう案件を出されること自身が今更始まったことではなしに私今までずっと言うてるんですけど、もう少しそういう点を考えていただかんと。これ否決したらどないなるんですか。もしも、この案件が。そしたら、入札全部アウトになるんですよ。業者への損害賠償、入札にかかった費用、莫大な被害になるんですよ。だから、もう少しそういう意味では本来何のために議会で承認を得るのかということをも十分考えていただいて、こういう資料提供とか、議案の提出は十分をお願いしたいと思います。

これは、担当者というより町長、そういうようにしていただくということではできませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予算の時には、予算の資料。そして、その後入札に向かったの準備段階でのこの資料ということで、ご理解をいただけたら嬉しいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 維持管理のことについてお伺いしたいと思うんですけど、先ほど答弁もあったかと思うんですけど、使用目的が大変幅広く当初のそれぞれ地元の要望でということであったかと思うんですけど、いろんな使用目的に利用されるということで、先ほども利用料のこともいただくという答弁でありましたが、維持管理をしなければならないんですが、大体年間どれ位の費用が必要と考えるおられるのか、そういった見通しはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） いわゆるランニングコストでございます。先ほど草刈り等ということで周りは言わせていただいたところでございます。それについては、3人が2時間で1,365円を4回程度と草刈りのほうは算出をしておるところでございます。また、ランニングコストでございますので電気代、また上下水道代等がございます。これにつきましては、使用頻度にもよるんですけど、電気代といたしましては、1時間当たり615円を見込んでおります。また、上下水道につきましても、一月17,000円程度、トイレですが見込んでおるところでございます。また、通信代といたしましては、年間33,000円という試算をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 何点か私も聞きます。まず、屋根が酸化チタン光触媒コーティング膜材とありますが、これに関する説明とこれを導入した経緯であるとか理由、そして耐用年数そういったところもお答えください。

あと、草刈の回数が4回位を見込んでいるということですが、他の町内の施設、公園とかこういう施設4回、草刈り今やってもらっているんですかね。それと同じだけ他のところもやってもらってるんだっただけ言うことがないんですが、この施設を4回にした理由と、他の施設の兼ね合いそういったところもお答えください。

坂本議員や山田議員とも被るんですが、年間使用料の見込み、来年度1年間の見込みと維持管理費の年間見込みがどれ位かかるのか、そういったところもお答えください。

あと、電灯に関しては、最近幼稚園や小学校・中学校で非構造部材の工事をやっていますが、ああいったところではLEDが採用されているところですが、電灯に関してはそういったLEDを使う予定になっているのか、そういったところもお答えください。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 屋根の構造でございますけども、先ほどチタンの光触媒ということでございますが、これにつきましては、出来るだけ維持がかからないようにということで、汚れを光で、紫外線で落とすというような構造でございます。そういったことがメンテナンス上もいいのかということで採用させていただいております。

また、耐用年数ですが一応20年と思っております。

電気でございますけども、これにつきましてはLEDの264ワットを15基を付ける計画といたしております。

年間の維持費の合算というのは、現在できておりませんので、ご容赦いただきたいと思っ

ております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 草刈りは。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 草刈りの4回でございますけど、一般的には年間同じところをするのであれば4回程度行っておるということで、近くの実績を踏まえて4回と決めさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 屋内多目的グラウンドでありますけど、地域住民の交流拠点として、兼ねて防災拠点として整備をするという町長の提案理由説明があったところでありますが、先ほども防災拠点について、何点か質問もありまして、答弁もありましたが、ちょっとほんまに防災拠点になるのかなと私は感じておるんです。防災拠点という定義について、明確な説明をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 防災拠点でございますけども、ひとつには先ほども申し上げましたように避難場所ということで、土砂災の場合ですと篠原の体育館というのがこのエリアにございますし、また、グラウンドという部分も避難場所として位置づけをしております。その現在の場所といいますのが、この周辺の地域の二次避難場所にもなっているというところで、今回新しく施設が整備をされますし、屋根付きの多目的グラウンドということもございまして、また耐震性の部分もあるということもありまして、そこをひとつの拠点と位置づけることも可能であろうと思つての説明といたしております。

定義ということでございますけども、事細かな定義という部分は特に申し上げられないわけですけど、ひとつの施設としてそこで仮に避難をした場合でもひとつの拠点として活動ができる機能を持っているということから、そういう位置づけをさせていただいております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 定義はわからんということですが、知らないのか、ないのかどっちなんかもう一回答弁して欲しいです。

私は、防災拠点といいましたら、そこで災害を未然に防いだり、災害があった場合に復旧とかそういう拠点になるもんだと思つてますし、グラウンドが避難場所になってるとかどうとかいうことは防災拠点としての理由付けにならないですよ。これから将来的にするかも

知れませんが、そんな答弁されても私は納得いかんです。今のこの設備を見てみましても、防災拠点としての設備が何もないわけですね。ですから、ここを防災拠点にしても何の連絡も取れへんし、無線はあるというたらやけど、一般の人は携帯電話が持って出られへん場合に、こんなところに避難しても全然連絡も取れへんで、やはりこういう設備をするのであれば、今いろんな公共施設でも取り入れられているWi-Fiの整備とか、それからケーブルテレビの配線とか、そういうものを入れて整備せんとあかんのちゃいますか。そんなものがないのに防災拠点、防災拠点ということ自体がおかしいですよ、はっきり言うて。それもう一回答弁してください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 必ずしも、全ての設備が整っているところが防災拠点というふうには考えておりません。定義といいますのは、避難されてきた住民の方がそこを拠点に短期間でも仮に生活をする必要があった場合、避難所的な設備も兼ねているというところが1点と、そこに例えば消防でありますとか、自衛隊でありますとか、そういった大規模な災害等があった場合でも、そこがひとつの集合拠点と言いますか、そういうふうな位置づけを考えておまして、そういうところで拠点という言い回しをさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今の説明も理解できんことはないんですが、しかし、この設備では実際避難しても生活はできんわけでありまして、これを防災拠点として位置づけるということは、ちょっと将来的にもう少しそういう設備とかを整備してから、そういう位置づけにして欲しいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどの続きなんですが、酸化チタンの光触媒コーティング膜材ですが、照明のランニングコスト低減とか、庫内の温度上昇を緩和するといったところもあるということですが、まず照明のランニングコストですが、昼間の照明は点けてゲートボールやらしてもらおうんですか。それとも、夜に使うためのものなんですか。それをまず答えていただきたい。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） この膜でございますけども、色は白を基本としておまして、昼間につきましては、なしでいけるということをおもっておまして、基本的には、夜間の使用ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 昼間と夜間の使用料は異なるのかということと、先ほど維持管理の年間見積もり、そして使用料の年間見積もりがまだここでははっきり言えないということでしたけども、いつ分かるんですか。今日分からないと審議できないんですが出してもらえますか。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 夜間の分につきましては、電気代ということで別途徴収をさせていただきますと考えております。

申し訳ございません。これにつきましては、まだ施設の設管条例等がまだ整備されておられませんので、現在算出はしておりませんが、また条例で説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 村山議員が言われました資料提供について町長お答えいただきましたが、ほんとに町民さんから契約案件についての質疑じゃないということも私もお聞きしたことがあるんですが、もっと詳しい資料をそれまでに私たち議員に宛てていただいて、審議できる場を設けていただけないかという村山議員の質問だったんですが、町長さんその点もう一度お答えください。それは出来ないのかどうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしたとおり、予算段階では予算段階の資料ということで、そこで予算の承認をいただいているということで、入札行為に及んだということで、そのことのまた資料がここに添付されて提出されて審議いただいているということなんで、これをこれから変えるということは困難だと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 入札されるまでにいろいろこういった詳しい、入札されなかったらこういう資料が出来ないということですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただ今町長が申しあげましたように、予算の段階でまずは事業の概要という部分で実施設計までは組めない状況になると思いますけど、そういったことでそ

の段階での資料というのはお示しをさせていただいて、予算をお認めいただいているという状況でございます。その後、実施設計なりを整えまして、入札の公告をさせていただくという流れになっておりまして、最終的に仮契約が整った段階で議会の議決をいただくという流れとなっております。できる限り当初予算におきましても、持っております資料につきましては詳細に説明はさせていただいて、ご理解をいただくというところできておりますし、その間で資料が整ったのでということで、説明をする機会という部分でございますけど、入札まで進めてきまして、入札が終わった段階での資料提供という形でご理解を賜ればと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただ今提案されております議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建設工事請負契約について、反対の立場から討論を行います。

旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建設工事については、平成28年度一般会計当初予算で2億443万9,000円が提案されました。多目的グラウンドは区長会、グラウンドゴルフ、ゲートボールの団体などからの要望に応えるものとの説明がされました。特に利用見通しについて、説明が二転三転し、年間8,000人程度としました。私たちは将来の見通し、維持管理方法、施設の規模など十分な検討と関係者との協議、話し合いの中で方向を見出すべきであると指摘し、このままでは将来に大きな禍根を残すことになるかと指摘をしました。

今回、建設のための請負契約議案が提案されましたが、予算特別委員会では出された意見を踏まえて提案されたとは思いません。

一つには、当初予算編成概要では、新規事業で地域交流等拠点整備事業として、地域交流の拠点施設として活用していくことを施設の目的としています。ゲートボールやグラウンドゴルフの利用も含め、説明があった交流拠点としての活用を入れても8,000人には届きません。また、施設を利用する方の見通しについて、年間8,000人位との見通しは、グリーンランドみずほの利用者が平成26年度で7,985人。同じ程度の利用者があるとのことでしたが、町内の同じような施設であることを考えると、普通に考えれば、分散をして、半分程度になると考えるべきです。特に近年は、ゲートボール人口が大きく減っていること。グラウンドゴルフは、公式コートが確保できないことから、大会などの実施は無理であるこ

とを考えると、利用者への利便性、他の施設とは違う良さがあるとか何らかの特徴がなければ、年間8,000人程度の利用者を見込む説明に説得力はありません。施設は全町民が利用できる施設として位置づけるべきであります。町民の代表機関である議会での説明は、町民に対して説明をしているのです。これでは、町民は納得できません。

二つには、維持管理の問題です。地元をお願いしたいとの説明もありましたが、施設を要望された区長会やゲートボール、グラウンドゴルフの団体が責任を持って管理運営ができるのか。競技人口の高齢化が進む中で、各団体の責任者の方が何年責任を持ってくれるのか。どこまで見通しはあるのか、明確にすべきです。

また、年間の維持費の算出はしていないとのことですが、なぜされていないのか。当然すべきではありませんか。確実に高齢化がどんどん進む中で、高齢者の交流の場は必要であります。5年後、10年後の見通しも考え、時間をかけて十分な話し合いの中で規模や活用方法、管理の方法など、納得と合意の中で事業は取り組むべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただ今提案されております議案第57号につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

本件につきましては、当初予算で調査・研究し、議会が認めてそれ以降、和知支所そして本庁総務課が懸命に準備していただいた結果、現在のタイミングになり、契約案件が提案されたものと考えております。

先ほど来、維持管理また防災拠点の位置づけについての議論がございましたけど、維持管理につきましては、昨年6月より現在まで現実にボランティアの皆さんの手により、週1回から2回のメンテナンスが1年間継続された実績がございます。それを数字にしろと言うのは、支所長もなかなか人の好意を数字で表すことは遠慮しておることと思いますが、そういった側面があることを皆さんにご存知いただきたいと考えます。そうした熱意の元に今後も設備が完了した暁には、大勢の方に利用していただけると信じて止まないところであります。

また、防災につきましても、UPZに関わる本町でございますけども、現在今なお国・府の指針が流動的に変化しているところでありまして、直近の指導では、万が一の事故が発生した際には、まず屋内退避を指導するというのを聞き及んでおります。まず、屋内退避をして、空気中の汚染物質が地表に沈澱してから移動をするという指導も聞き及んでおりますので、そうした際、家に1人でおるのは心配だという方が利用される施設としては、有効に利

用されるものと考えておるところであります。

当初予算決定以来の和知支所員の懸命なご努力、そして本契約案件の厳正で真摯な入札行為の進行に敬意を申し上げて、本57号に賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はございませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第58号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約についての質疑を行います。

村山君。

○10番（村山良夫君） 先ほどから予算特別委員会でちゃんと承認を得ているということで話がありましたので、それに関連して質問をしたいんですが、この事業を含めまして、予算特別委員会では4億800万円でしたかになっていたかと思うんです。その内訳をお聞きしたのは、この部分がいくらになっていたかというのがちょっと分かっているんですが、どうなっているのかお聞きしたいと思います。予定価格は、当初予算のとき説明のあった金額を2,820万円ですか、オーバーしているんですね。そうしますと他の4億800万円の中に予算として入れられていた事業、これらに2,820万円分が足りないようになるのではないかと。そういう意味で初めから予算に基づいて入札をしたということでやりますと、今言っている結果になります。ただ、入札の結果偶然金額が減りまして、2億8,500万円の範囲内の2億7,500万円になっているんですけど、これは入札の結果論ですから、もしも満額に近い状態でしか入札ができなかったとしたら他の部分ができなくなるんですけど、そうなってくると予算執行そのものが、予算どおりやっていますよと先ほどから強調しておられるんですけど、それが本当にできているのかどうかいうのをどうお考えなのか、一つお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、入札の結果について、これは結果ですからやむを得んのかも分かりませんが、若干疑問に思いますのは、今申し上げましたように、当初予算よりも予定価格が多くなっているわけですね。にも関わらず最低落札価格というのが、ちょっと高いような

気がします。そういう点が疑問に思います。その辺がどうなっているのか。例えば、一般的には大体最低価格というのは予定価格の86%から87%。過去のを調べてきたら水道関係はもっと低いです。82.75%とか種類によって違うのかも知れませんが、80.22%とか、結構低い部分にあります。なぜこれが当初予算よりもオーバーになる予定価格になりながら落札最低価格は、比率が高く組んでる、その辺の意味がちょっと分からないです。

特に、例えば今回失格になられた方の金額で計算をしますと、最低価格が87%ぐらいになるんですよ。これでもよかったんちゃうかと。何で87.8%にしなきゃならなかったのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 予算時点と入札で実際の実設計を組んだときの差額の関係なんですけど、予算時点では前年度の概算事業費によりまして予算を作成しております、本年4月以降に再度今回の入札案件につきましては見積もりをほとんど機械設備なり、貯蔵槽、また管材等は、ほとんど見積もりを取って積算をしていくこととなりますので、4月以降特殊なものにつきましては、設置費用につきましても、3社の見積もりで最低額を採用するという方法によりまして、積算をさせていただいております。よって、概算事業費よりも4月以降人件費なり諸経費の上昇、また高度処理施設の製品の価格の上昇もございまして、当初の見込みよりは、発注時点の実設計額が上昇したということでございます。

統合簡易水道事業で、この畑川浄水場の高度処理以外の部分も整備することとして計画しておりますので、その全体の予算の中で、入札行為はさせていただいたということでございます。

あと、従来の最低額より高いということもございますが、今回入札しておりますのは、水道の配水管なりの管材だけの工事だけではございまして、土木建築工事と各機械設備なりの積算を一括で諸経費を計算するのではなくて、土木と建築機械に分けて積算をしておりますので、その積算根拠に基づいて最低価格は算出されているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 予算金額よりも多くなったという状況は理解できるんです。そこで、先ほどから予算に基づいて云々とばかりおっしゃるんで、そういうことになると、予算説明の時には、この件に関しては2億8,000万円プラス500万円の2億8,500万円とっておられたのが、この積算によりまして3億いくらかになるんですね。3億1,320万円ですか、そういうことになったらこの時点で予算をオーバーしてるんですから、正

確に言えばこの時点で補正予算を組まなんだらおかしいのではないですか。予算について厳しくやられんとグロスで4億800万円の中やさかいいいと言われたら、それが先ほどから申しあげている偶然2億7,500万円余りで2億8,500万円以下で終わったんで良かったですけど、これはほんま3億円やったら、他の事業はやれなくなる訳ですね。そうなってくると、予算を立ててやっている意味がないんです。先ほどからおっしゃるように予算でしている、予算でしていると言いながら、片一方では予算に対する考え方が非常に曖昧だと思うんですが、先ほどからおっしゃる予算を重視されるんなら、私が言っているように積算をしておいたら、当初説明した2億8,500万円よりは多くなるんなら、そこで補正予算を組んで、議会に提出していただくのが筋だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 本事業につきましては、国庫補助を受けておまして、国庫補助と過疎債と一般財源を充当して事業を行っております。当然、予算を立てる時にはその時点で必要な予算を立てますが、国費等見込む段階では、やっぱり国費の割り当てもありますし、また入札行為に付す場合は当然、落札率も見込んでおります。近年の状況からして、1割以上の落札率がございますので、そういったことも考慮しながら予算を組み、入札行為につきましても執行しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） しつこいようですが、そういう現実論をお聞きしておるのではないんです。基本的に予算を重視されて事業をやっているとおっしゃるんなら、当初議会で説明された予算内訳が違ふんなら、その時点で違った分は補正を組んでおくのが筋ですやん。

例えば、1割ぐらいのアローアンスがあるというのか、入札の差額が出るさかいと読んでおられますけど、しかし、経済というのは生き物ですから、例えば、材料代がある日突然逆になる可能性もあるわけですね。だから、本件だけではなくて、先ほどからおっしゃるように予算について、予算で説明したから、予算でやりますと、こういうんなら何もかもそういう筋を通してやって欲しいと。これは水道課長の問題ではなしに、予算編成をされる総務の問題だと思うんですけど、参事その辺どうお考えなんですか。

○議長（野口久之君） 伴田参事。

○参事（伴田邦雄君） ご指摘の点は十分分かるわけですが、先ほど来町長からもございましたとおり、予算は予算の時点での積算、当然そういうことになりますし、実際に執行する時点には実施設計等においてその数字は当然変わってくると思います。ですから、予算の中での執行ということになってまいりますので、トータルにおいてその事業費がその

予算枠を超えるということであれば、当然補正予算が必要と考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今の説明で水質検査の結果について、カビ臭の数値が増加しているということ。夏場が増加が大きいということでありました。また、ダム湖による富栄養化のために藻の発生があるということで、処理をするということではありますが、当初の高度化処理の仕方ではなくて、オゾン処理については不要だということの説明をいただきました。期間限定で活性炭を投入することによって浄化するということではありますが、表流水を取るということですので、今までも言ってきましたように、病原性原虫のクリプトスポリジウムであります。こういうものが発生したときの処理については特別な処理方法を別にされるのか。

また、洪水時でありますとか台風のと きなどは、水そのものが汚濁をして、住民の皆さんからも、これはどうなんだというふうな質問ももらったことがあるんですが、そういう色とか臭いとかがこの活性炭処理で十分可能で安心・安全な水を供給できるのかどうか、今までも言ってきましたけども、改めてお聞きしておきたいと思 います。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） クリプトの関係につきましては、現在の処理機能、濁度計で濁度管理をしておりますので、その処理は今の機能で出来るということでございまして、あと活性炭処理につきましては、臭気物質の除去のみでございます。説明させていただきましたように藻類、夏場に発生します藻類が塩素で消毒することによりまして、代謝物を出しますのでその臭気が、これも個人差がありまして、数値上は検測はできるんですが、個人差で臭気を感じる人と感じない人がございます。ただ、現在の状況では基準値より以下でございますので、基準値を超えた場合は当然処理せんなんですし、基準値以下であっても夏場毎年畑川からの取水以降、検測はしております。下限値以上の数値が出ておりますので、臭気を取り除いて、将来にわたって安心・安全な水を供給していきたいと思っております。

あと、現在の水質と状況では、現在の処理機能に活性炭処理を加えることで水質は確保できることになっておりますが、将来にわたってこの機能だけでいけるかどうかというのは、水質の調査をずっと継続してやっていきますので、もし変化があれば、その変化に備えた対策をしていく必要はあると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） クリプトスポリジウムですが、これは今の急速ろ過方式の処理で十分

可能だということによろしいですか。

それから、この資料6のところに処理水量であります、左上のマスの中の、これは最大給水量6,000トン、平均給水量6,500トン、最小給水量3,000トンとありますが、これは現実に最大給水量6,000トンというのはあったのか。また、最小給水量が3,000トンでいけた状況もあるのかについてもお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 取水量につきましては、6,188立米というのが平成27年度の1日あたりの最大の数値でございます、最小につきましては、2,451立米という数字を確認しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 課長の補足説明にもあったんですけど、いずれにせよ高度処理の必要性はある中で、今回活性炭というコスト面も含めた判断の中での導入をするんだということで、ほっとして良かったなと思っているんですけど、反面今回臭気対策としての活性炭導入ということで留まっていますけども、将来における水質というのは日々変化をしていくということから、こうしたことに対応可能な膜処理を入れたらええんかなと思っておったんですけど、そうした設備の導入をする考えはなかったのかというのを1点お聞きしておきたいと思えます。

それから、前回の地域熱供給システムとか入札関係もそうやったんですけど、今回の高度処理のより高度で専門的な知識とともに積算能力がなければ設計とか積算ができない分野での入札に関しまして、予定価格を下回る失格業者が多く見受けられると。今回の案件も国内でも有数の水処理業者が入札に参加しているにも関わらず、失格者2社ということで4社のうち2社のみが最低制限価格に近い金額で入れられておまして、あとの2社は最低を下回る結果ということで、大変もったいないなと感じをしております。それぞれ国内でも実績のある業者でございますので、この金額でできるとおっしゃっておられるんで、最低制限価格のあり方もどうかと思うんですけど、そもそも設計価格、課長によりますと、3社見積もりで最低の価格を採用しておるといってございんですけども、それが高いのか、どういう積算がなされているのか。また、地域熱も今回の高度処理も入札価格が、最低制限価格と同額という中で、そうもぴったり積算できるものか、こうした状況の設計とか予定価格の適正化ということに対する考え方について、コメントがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 膜ろ過処理をしてはどうかということでございました、と思うんですけど、現在の処理施設が塩素消毒、パックと呼ばれるもので処理をするんですけど、その薬品の投入口が前処理・中間処理・後処理とどこでも処理ができる機能を備えておりますので、現在の設備でクリプト等の対策はできるということで、膜ろ過につきましては、土質がマンガン系で、山からの表流水でクリプトの発生率が高い可能性があるということで、膜ろ過を採用するとなっておりますけど、現在の処理機能で現在の水質状況では十分安全な水として供給できる機能を備えておりますので、今の段階では膜ろ過の処理については、検討はしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 2点目の最低制限価格に関することにつきましては、監理課から回答させていただくんですけど、まず最低制限価格というのが、以前は1円入札とかそういうこともあったりして、品質の確保をしっかりとしなければならないという考え方、また、業者も疲弊してくるという考え方から、最低制限価格というものを導入している国・府に準じて、本町も導入しているところでございます。議員が先ほどおっしゃったように大手の会社なんで、これでできると言わはったらそれでもええんちゃうかというような考え方、我々は仕事ですので、やはり最低制限価格の考え方も理解した上で徹底しておるんですけども、本町の入札契約の透明性を確保するために設置されています第三者委員会の監視委員会でもそのようなご意見を委員さんからいただいておりますので、やはり納税者というか一般住民の考え方としては、そういう考え方もあるんだなというふうに感じるころではございます。

しかしながら、本町も国・府に準じて、また労働者保護という観点から最低制限価格を設けるという考え方は変わらずに持っておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） まず、今日いただいた補足資料で聞きますが、これ注入室と接触槽、他に既にいただいている資料の中にもこの資料に近いものがあるんですが、注入室と接触槽は直線処理にしても多分100メートル以上離れていると思うし、この矢印どおりに歩いたらもっとなるかと思うんですが、なんでこんなに離れているんですか。何か離れていることによって効果があるんですか。効果がないのであれば何でこんなに離れたんですか。まず1点それをお答えください。

そして、あとグロスで4億800万円超えないからええという話でしたけど、超えた時点

ではもし仮にグロスで4億800万円超えた時点の工事の時には、補正予算かけるわけですね。その場合に、補正予算をグロスで超えた時点にかけるのと、超えそうになった時点にかけるのと何の違いがあるんですか。もうその辺も一度お答えください。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 活性炭の注入室と粉末活性炭の接触槽の関係なんですが、まずローリー車で粉末活性炭については搬送して、そのまま直接受け入れ口というのがこの建物に付きますので、そこに管を接続して直接槽の方へ投入することになります。この畑川浄水場を当初計画されたときには、補足説明でも申し上げましたが、オゾン槽なりもっと多くの設備が計画されこのスペースが確保されたというふうに思っておりますが、水質等確認し、現状で粉末活性炭処理を計画する場合に、こういった配置になったということで、活性炭の注入棟の位置につきましては、極端に言えばどこでもいいんですけど、半分倉庫としても活用しますし、機材の倉庫としても活用しますし、ローリー車が出入りができるということも必要ですので、こういった配置で計画をさせていただいたということでございます。

また、予算の関係なんですが、当然予算がなければ入札行為に移れませんので、執行残額で設計額が執行残額を上回れば当然、入札行為に移れませんので、全ての工事を一度に発注するわけではございませんので、入札の執行残も確認しながら、次の工事が出せない場合は、補正をお願いするというので、従来から工事のほうはさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 57、58、59号に共通することなんですが、イニシャルコストは今回出てきた分で大体分かるんですが、また維持管理のランニングコストで活性炭とかそういったものがあるかと思うんですが、どれ位年間係る見込みなのかと。

あと、注入室と接触槽が距離があることによって、余分に係るような費用があるのかないのか、そこもお答えください。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 維持管理コストの関係なんですが、先ほど来申し上げますように、畑川からの取水以降、原水と浄水の水質の調査をしております。夏場の水温の上昇期に臭気の数値が上がりますので、その夏場の水温上昇時の4ヶ月を前提として、維持管理費のほうは積算しております、電力費で7万9,649円。粉末活性炭の薬品費で266万4,563円。あと、法定点検なり設備の定期点検費なり、機械設備が主でございますので、

修繕、部品の交換等も発生するかと思います。そういったものを機械設備につきましても、耐用年数が15年でございますので、全体に係る費用15年で割り戻した額で、年間200万円程度を想定しまして、この設備に係ります維持管理コストは474万4,212円を見込んでいただいております。

それと、注入管の埋設費用。注入管につきましても、現在施設内の電線管をトラフに入れておりますので、その中に注入管も埋設することとなりますが、その管の配管費用、その部分が離れることによって高くなるということでございますが、この配置でもしこれを槽の近くに持っていかうとすると、今度土工事なりよう壁を建てないと配置ができないというスペースの状況になっておりますので、この配置が一番最適ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うんですけど、以前からこのダムの水について、いろいろ上流の問題でお尋ねしてきておる経過もあるんですけど、南丹市日吉町ですので、そこには当然市民の皆さんが日常生活もされておりますし、最上流の地域も含めて水田もありますし、家畜も飼育されていると。京丹波町内の新田なんかの酪農家の対策としては一定されておるわけでございますけども、特に行政区外ですんで、そういう生活雑排水が当然流れ込んでくるということも思うわけでございますし、また野生の動物が上流の川を行き来しているということもあるわけでございますけども、要は飲料水として安心・安全が確保できるかどうかということが基本だと思うんですけど、今までの説明で、いろいろな膜ろ過も含めて当初は検討されておったんですけど、最終的に今回の活性炭となったわけでございますけども、町民の生活用水として事業者である町がしっかり責任を持つということが基本でありますので、責任を持って供給できるということで今回この活性炭ということだと思うんですけど、その点改めてそういう上流の問題も含めてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 水道水につきましては、水道法に定められておりますように安心・安全な水を公平に供給するという理念がございますので、また、水質につきましても、毎月原水なり浄水の検査、水道法に基づきます検査を行って、安全な水として供給しております。現在の機能で安全な水として供給しておるところでございますので、現時点では問題ない、現在の水質の状況では問題なく、今の状態で供給していけるものと考えております。

あと、上流の関係なんですけど、おっしゃられますように上流域は南丹市にありますので、

家畜の関係もあるんですが、ダムの水質につきましては、当然京都府が管理をしております、京都府のほうもダムの水質につきましては、検査をして確認をしております。

また、その関係で京都府と南丹市と京丹波町で水質保全連絡会というのを持っております、何か問題が発生すればそこから連絡が来て、それに適した処理をしていかなければならないとなっておりますので、またその中で家畜の関係なり、野生動物の関係につきましても、連絡会の中で協議し、水質の保全は悪化しないように確保していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、水質について基準をクリアしているということですが、ある住民の方から、基準以下であればそれでよいのか。基準以下のどの程度であれば、基準以下であればそれでよいのか。基準を80%とか、そういうように見ているのか。本町ではどういう状況なのか、水質について、お聞きしておきたいと思います。基準をクリアしておいたらそれでよいということにはならないと思いますので、基準のどのくらいの水準を良しとされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 基準が水準だと思っておりますので、その基準が確保できる機能を備えた設備によりまして、給水は行っているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 水質の問題が一番、今もありましたけど、町民の方がどうなのかということが一番心配になるわけですけど、一つお尋ねしておきたいのは、どうしてもダムに頼ると言いますか、ダムを中心にした給水ということにどんどんそういう方向になっておるわけでございますけども、ダムというのは上流もあり、水質の問題もいざというときには給水ストップということも絶対ないとは言えないと思うんです。そういうことを踏まえまして、以前から既存の施設の維持管理をしっかりとすることが、非常に大事ではないかと申し上げてきた経過もあるんですけども、いざというときも考えれば、今既存の施設をしっかりと維持管理もして、そういうものからの水の供給をしっかりとすることも必要だと思うんですけども、その辺について、どういう考え方なのか。当然、そういう立場だと思うんですけど、しかし既存の施設が、維持管理も含めてされておるのかどうかということもありますので、その辺も含めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 給水の計画につきましては、既存の施設を含めての給水の計画ですので、当然既存の施設の機能が損なわないように維持管理をしていく必要があると考えておりました、毎年修繕の工事を行っております。ただ更新となりますとまた費用がかかってまいりますので、更新につきましては、統合簡易水道整備事業が終了した後、管材も含めまして、計画をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、統合整備事業が済んだ後に、既存の施設も計画的に、必要な改修を計画的にするという話やったと思うんですけども、現在使っているというか活用しておる給水施設について、絶対無理というのもあるという話も聞くんですけども、今の施設は基本的には維持して、順次必要な改修するところはして、維持していくと。それを今もありませんように、全体で水を確保しておるということでございますので、そういうことでいいのかどうか、改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 現在の施設を維持していくということは必要とは思いますが、ただ更新をしていくに当たりましては、費用対効果もございますので、その時点でまた更新の計画を立てる時点では給水人口なりの変化もあると思っておりますので、その時点の給水人口なり、給水量にあった更新計画が必要になると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○10番（村山良夫君） 議案第58号の契約についての審議につきまして、反対の立場で討論したいと思います。

最初に、本来の第58号の議案だけについては、反対することはないので反対討論をする趣旨そのものが間違っているかも分かりませんが、非常に重大な予算に対する基本的な考え方が非常に問題があるように思いますので、そのことも含めまして、反対討論をしたいと思っております。

先ほど、質問でも申し上げましたとおり、予算というのは、ひとつひとつの事業を積み

上げて予算を立てて、その説明を十分か不十分かないにしても、それなりの説明を受けて町民代表の議員に納得していただいたということになるわけです。だから、今回の工事請負4億800万円は、説明で聞いたのでは、この工事を含めましてあと5件、1億2,270万円を含めた予算になっているわけですね。だから、先ほどから申し上げておられるように、1割のアローアンスがあるのでそれでオッケーやというようなことは、先ほどからずっと言ってるように、経済というのは浮き沈みがあるわけです。物価が上がることもあるし下がることもあるわけですから、そのことを見込んで予算を使うということは絶対許されることではないと思います。だから、全体の予算4億800万円の中でともかくこの事業にはする金はあるさかいやっておくというのは、これは間違っていてやっぱり今申し上げた6件の事業をそれぞれオーバーをしない、オーバーをする場合は、たとえ100万円でもオーバーする分については、補正を組んで事業をするのが、事業というのは入札するのが当然だと思うんです。それができてないというのは、今後の予算編成と予算執行に対する不安を感じますので、そういう警告を含めて本件は賛成すべきでないという反対討論をしたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。11時10分まで。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、議案第59号 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約についての質疑を行います。

村山君。

○10番（村山良夫君） これは、嬉しいことですので、あえて質問する必要はないのかも分からないんですが、ちょっと気になりますのは、今回のパソコンの1台当たりの値段が19万4,000円、ソフトも含めてなるんですね。平成25年に330台パソコンを入れましたね。そのとき私しつこく高過ぎひんか、またデスクトップと違ってノートパソコンでええのとちゃうかとか、まして和知にサーバーもあるしということをしつこく言ったんですけど、ソフトが付いてるさかいこれでということで押し切れ、その値段が27万9,000円なんですね。今回は、3割ほど安いわけですね。これは、もちろんそういうことで大事な町税ですので無駄を作らんとこと思って担当課の方が努力をしていただいた結果だと思うんですが、逆に言えば平成25年のときに、本当にしていってたらこれ1,500万円か2,000万円近く税金が少なくて済んだんですけどね。どんなもんかなと、その点どうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回購入いたしますパソコンというのは、議案の資料に付けさせてもらって、具体的に分からないかも知れませんが、これがパソコン本体、このサイズになります。現在それぞれのパソコンで使っている本体は大きいものです。その違いがあってウルトラモデルと言います。これと、切替スイッチと、それも小さいものですが、それからソフトと作業費等というふうに事業概要にも書かせてもらっていますが、その分になります。平成25年度の導入時におきましては、ディスプレイとキーボードと、それから、それぞれの業務に使うソフトウェア、作業費などがかかっておりまして、今回に比べましては高くついたように感じるというふうには思っております。そういう違いがありますので、全く同じものを導入しての比較にはならないので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） ちょっと私分からないんですけど、大きいさかい高くて、小さいさかい安いというのは、ましてこういうパソコン関係は小さいほど高いですよ。大きいパソコンほど安いですよ。金塊なら大きい100グラムと5グラムと比べてどっちが高いか言うたら大きい100グラムが高いに決まっていますけど、こんな小さいほど高い。おっしゃることが分からないのと。

それから、ソフトが違うということなんですけど、平成25年に質問したときに9,219万円の内、パソコンに関わる分は6,874万円となっていて、この時点でも今の19万何ぼより高いわけですね。ところが19万何ぼのところにはソフトの分が入っているわけですよ。

からどれ位の比率になるのか知りませんが、25%から30%位がソフトの分になるのかな。だからそういうことを考えますと、もうちょっと真剣に答弁してくれはりませんか。何かまやかしと言うか、理解が出来ないと言うか、嫌になると言うか、不思議に思います。

もう一度お聞きします。大きかったらパソコンは高いんですか。それと、パソコンだけの単価は今回は何ぼになるんですか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 説明の仕方が悪くて申し訳ございませんでした。

パソコン本体の大きさを先に申し上げて、この大きさと価格の比較というのは一概に言えないと思います。平成25年度の導入の際には、ディスプレイとキーボードを含んでおりますので、今回はパソコン本体のみという、切替スイッチとかもありますけども、のみとなりますので、その比較ということで申し上げたんで、説明の仕方が悪かったかも知れませんが、そのようにご理解いただきたいと思います。

パソコンの本体の価格は、当初見積もり上では29万2,500円、今回の見積もりを取っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 最後の質問です。29万円というのはどこから出てきた数字なんですか。入札結果を見ますと、50台を879万円が入札になっておるんですね。単純に割ったら19万4,000円になりますよ。そうなってくるとこの19万4,000円の中にはソフトの分も入ってるんですね。単純にパソコンの値段はいくらなんですか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 入札結果のこの入札契約の中でパソコンはいくらというのは入札後の価格ですので、はじき出せません。当初予算措置をさせてもらった時の見積もりが29万2,500円であったということになります。今回は、1台当たり19万いくらとなっておりますので、その内のパソコン本体の分が、大部分を占めていると思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） このウルトラスモールサイズのパソコン50台と切替器50台ですが、こういった方が職員で使う予定になっているんですか。そして、多分僕が思うに切替器があるということは、基幹系と情報系のパソコンが並んでいるような状態で、この業務をするときは基幹系のパソコンで、この業務をするときは情報系パソコンでしないといけないと、用途に合わせて切替するのではないかと思うんですが、それまずお聞かせください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） それぞれNewTRY-X/II、いわゆる住民記録ですとか、固定とか、税とか、上水道料金とか、それぞれ使っておりますそれぞれの担当課において、使うものでございます。切替という作業ですけれども、現状のパソコンは、ディスプレイとキーボードがあって、近くにパソコンの本体ですね、ハードディスクというようなパソコンの本体があります。この議案の資料にも付けさせていただいていますが、もうひとつこのパソコンの本体、ハードディスクをどこかに、机の端とか、ディスプレイの後ろとか、そういったスペースに置きまして、それぞれ切替スイッチで一つにまとめて、ディスプレイのほうへ送ります。元々の大きいほうのハードディスクのパソコン本体は、全員の職員が使っている情報系というやつで使っていきます。例えば、住民記録の情報を閲覧をしたいときは、切替スイッチ押すことで、今度小さい側のパソコンのサーバーから来たパソコンを通じてディスプレイに映るようになるということで、ディスプレイは1台、ハードディスクというか、こういった本体が分かれるということになります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そしたら、基本的には情報系のパソコン、全職員が持っている状態で基幹系にアクセスせなあかん住民台帳の閲覧とかそういったときには切り替えをして、情報系のパソコンから基幹系のパソコンにディスプレイが変わって、それで仕事をすると。それが終わったらまた基幹系のパソコンは使わへん状態だったら切り替えて、情報系のパソコンで普段は仕事をすることによって多分理解できるかと思うんですけど、それであるならば、何でオフィスを基幹系のパソコンに入れる必要があるんですか。ワープロソフト、表計算ソフト、データベースソフトは、情報系のパソコンには既に入っているにも関わらず、何故あえて無駄なお金を使って基幹系パソコンに入れて、ワープロソフトやら表計算ソフトやらデータベースソフトをあえてそのオフィスのソフトを使って、TRY-Xとかではないオフィスの状態で使って、何故基幹系パソコンで仕事をしないといけないんですか。情報系パソコンに入っているのに、その点答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 詳細まで把握できていませんので申し訳ないんですけど、基幹系の中での閲覧とかはありますけど、それに基づいたエクセル処理ですとか、そういうのも必要になってこようかと考えておりまして、そういったソフトも入れさせてもらっているということでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 三つ目の同じ質問なんですけど、年間どれ位のコストがこれに伴って係

るのか。ちょっと調べてみたら宇治市の場合は、導入費用が5,000万円で、メンテナンス等の保守に年間700万円係るという新聞記事があったんですが、京丹波町の場合は、その5分の1位の導入費用ですが、年間どれ位の維持管理費、メンテナンス、ソフトの関係とかで、どれ位係る見積もりでいるのか、それをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 宇治市ですか。宇治市については、また導入の方法がおそらく違うと思っております。大きな自治体ほど、こういったパソコン本体を買っていくというのは、かなり困難な状況になっておりまして、本町のような比較的小規模な自治体については、パソコン本体による整備をしていって、完全分離をするというのが国のモデルでありますので、それに沿った形でやらせてもらっています。宇治市のほうは多分仮想サーバーということで、論理的に分離するというふうになるのかなと、ちょっと確認はしておりませんが、そういう状況になるのかなと思っております。本町におきましては、パソコン本体と切替スイッチを買いますので、ハード部分においては、それがもし故障すれば修繕料。ただ、最近のパソコンについては、壊れにくいとなっていますので、これについては、予算の修繕料の範囲内で対応させていただきたいと思っています。

それから業務、ランニングのほうですね、ランニングのほうの保守に関しましては、自治体セキュリティ強靱性向上業務と位置づけますので、現時点で確定額ではないんですけど、業者との聞き取りの中で推計をしておりますのが年間約100万円と考えております。実際、予算措置する中で業者への見積もりを取って予算は措置をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 事業概要のところの端末監視ソフトということですが、これは端末監視ソフトというのは、個々の職員さんが持つておられる端末の監視をするソフトなのか、大本のほうを監視するソフトなのかお聞きをしておきたいのと。

それから、山崎議員のいろいろ質問に対する説明を聞いていたんですが、課長の最初の説明のところに、情報系ネットワークのインターネット系を分離するというのでありまして、これは今職員さんが持つておられるパソコンをインターネットにつなげるものと、それから情報系基幹というのはインターネットとつながないそういうものと分離するというものなのか。今までそしたら、職員の皆さんは、いろいろ税とか水道料金とかそういうものを、いろいろ事務に必要なときに引き出してくるのは、今まではインターネット系につながって

いる情報のパソコンでそういう情報を持ってきて、いろいろ文書作って、住民に送付するか、そういうことができていたのを、今回切り替えるということになるのか、もひとつ分からないんですけど、説明をもうちょっと分かるように、すみません。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 職員が使っているパソコンを当時、平成25年度に330台整備しました。290台が情報関係ですね。残り40台が基幹系とって、住民記録やら税に使っている。そのシステム移行の関係で、それよりも早く10台整備して移行していかんないので、必要だったので10台パソコンを購入してまして、今50台と290台で運用しています。今回も50台なんですけど、これはまた違って、ちょっとややこしいんですけど、当初の50台は窓口業務です。窓口対応のものです。今回の切り替えてやるのは、税とか住民課とか保健福祉課とか自席上で電話なりの問い合わせで見たりできるように、今までは、閲覧用として同じパソコンなんですけども、サーバー上では中で分けておったと。完全分離ではないけど、そういう管理サーバーというのがあって、分けて処理をしていた。つながることはないです。そういう状況だったのを、完全にパソコンは1台なんですけども、住民記録系、こっちはLG-WANなんですけど、閉ざされた行政ネットワーク、国とか都道府県とか市町村のインターネットメールとか、そういうようなものにつながっている。ほんまに分けてしまう。見た目はディスプレイは一つで、キーボードは一緒なんですけど、回線を分けてしまう。管理サーバーも一つだったんですが、それを親元を別々にしてしまう。インターネットについては、これも国のモデルが自治体のセキュリティクラウドとって、都道府県単位でどこでつながっているのか分からないようなセキュリティクラウド方式でやりなさい、という国からの通知なんです。京丹波町においては京都府がひとまとまりにして、インターネットを接続するものを作って、そこに参加していくという、また別のルートでインターネットは見るということでございます。

以上です。

○2番（東まさ子君） 端末監視ソフトについては。

○企画政策課長（久木寿一君） それについては、端末の動作を監視するソフト、端末側のソフトでございます。端末を監視するものでございます。どういった処理をしたかとか、いついつ立ち上げて、誰々がどういった処理をしたかとか履歴が分かる、監視するソフトでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、今回、強靱性向上モデルというこ

とで、今ありましたように基幹系と情報系を分けるということなんですけど、この情報関係は、これでいいと。安全だと言いながら、また新たなウィルスが世界の中ではどんどん起こってきて、侵入するということが起こっておるんで、絶対安全ということはありませんと思うんですけども、今回導入する切替ということで、一定の安全性は保てるということだと思うんですけど、こういう情報機器というのは、消耗品だと言う方もありまして、例えば5年でどんどん更新というサイクルだと言う方もあるわけですが、そういう点を考えると職員が使うわけですので、しっかりその辺が切り替えたり扱うということが基本になると思うんですけど、そういう面では、そういう専門家を招いて、職員の研修だとか、そういうことは考えておられるのかということと。

それから、庁舎内に専門的なチームを作って、その人たちが指導とかそういう体制づくりというのも片方では必要ではないかと思うんですけども、そういうようなことは全く考えておられないのか。そういうようなことも必要とを考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この情報漏えいにつきましては、インターネット網を通じた情報漏えいについてはこれで防げると、分離しますので、考えております。

あと、また他に媒体を使ってというのもありますけども、今回のセキュリティ対策としてのインターネット網から分離するというので、対策は取れるのではないかと考えております。

それから、更新サイクルは大体5年なんです。部品の製造とか、対応年数とされてるのが。ただ、5年きっかりで過去の例から言うと更新していない、6、7年ということになります。基準といたしましては、今Windows 7をOSとして使っていますが、そのサポート期限の到来までに更新していくということで、5年を少し越えた時期に更新していかんかと考えております。

それから、使う側の研修なんですけども、今回は切替をするだけで、後は何ら作業としては変わりません。ただ、セキュリティ研修としては、毎年時間を二部制にいたしまして全職員体制に実施をしております。今年度についても、まだ未実施ですけども予定をしております。

それから、専門的チームについてでございますが、私どもの企画政策課情報推進室が呼びかけまして、それぞれのそのときの各課の情報操作する者の代表に集まっていただいて、そういった情報交換ですとかをやっております。今回についても8月に今回のセキュリティ

対策についての説明をさせていただいて、この事業の実施をする予定にしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 要はそういう完全・絶対ということは、私は人間が使うんで、全国的にも起こっておるように人が持って帰って、そこから漏れたということもあるわけでございまして、当然それぞれのモラルの問題にも関わってくると思うんですけど、そういう面で言うと、今使っているパソコン、切り替えという問題もありますが、職員の今の態勢から見れば正職員の方、嘱託、臨時とあるんですね。だから、やはり全ての人が町の職員としての自覚をしっかり持つということに対して、自治体の職員としての役割や責任をしっかり持たなければ、そういうことが起こる可能性も片方では持っているわけですので、そういうことに対して、正職員という立場と嘱託、臨時というパソコンだけではありませんけども、しっかりそういう立場に立って、公僕として自覚を持ってやるということが基本になると思うんですけど、その辺についてはどうのような考え方で、特に情報問題は非常に大事ですので、それは担当課になるのか、全体を統括する総務課になるのか分かりませんが、その辺の考え方、何か取り組みを考えておられるのかどうか、含めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） セキュリティ研修は、毎年行っております。これは、全職員対象です。それは操作をする職員に対すとなっておりますので、嘱託職員にその権限を与えておれば嘱託職員も対象になります。ただ、なかなか業務が限定されておまして、一般事務系でない嘱託職員もいらっしゃいますので、なかなかそういったところは研修に参加できていないような状況が過去には見受けられましたので、今年度につきましては、これを機会に嘱託職員、臨時職員については、個別に企画政策課の情報担当職員が出向きまして、研修をこれからする予定にしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 平成28年度 基幹系パソコン等購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成28年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

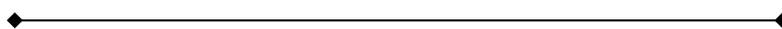
明日は、京都府町村議会議長会の全議員研修であります。

午前10時15分に中央公民館を出発しますので、連日にわたりご苦勞様ですが、よろしくお願いいたします。

また、京丹波町地球温暖化対策実行委員会委員として、東議員、山崎議員、岩田議員の3名を推薦しましたので、併せて報告いたします。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

午前11時37分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 山崎 裕二

〃 署名議員 村山 良夫